

主任技術者の兼任及び現場代理人の常駐義務の緩和について

鹿沼市建設工事請負約款第 12 条に規定する主任技術者の兼任及び現場代理人の常駐義務の緩和についての条件は、次のとおりとします。

主任技術者の兼任について

4, 500 万円以上（建築一式工事は 9, 000 万円以上）の工事

1 現場専任の主任技術者の兼任について（建設業法施行令第 27 条第 2 項の当面の取扱い）

(1) 兼任を認める条件

- ・ 工事は鹿沼市が発注したものであること。
- ・ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合。なお、相互に調整を要する工事とは、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合等が含まれる。

(2) 兼任することができる工事件数等

1 人の主任技術者が兼任することができる工事は、2 工事までです。営業所の専任技術者 A は対象となりません。また、監理技術者の兼任は認められません。

	工事 1	工事 2
主任技術者	B	B
現場代理人	B	C (※)

※ 工事 1、2 の一方又は両方が 4, 500 万円以上（建築一式工事は 9, 000 万円以上）であるため、現場代理人の兼任はできない。

4, 500 万円未満（建築一式工事は 9, 000 万円未満）の工事

2 現場専任でない主任技術者の兼任について

(1) 兼任を認める条件

それぞれの工事の請負額が兼任の届出をする段階で 4, 500 万円未満であること。また、変更で 4, 500 万円を超え専任の主任技術者となった場合は、「1 現場専任の主任技術者の兼任について」の条件に該当する場合を除いて、配置技術者等を変更しなければなりません。

(2) 兼任することができる工事件数等

ア 現場代理人、主任技術者の兼任（営業所の専任技術者 A）

現場代理人が兼任可能な工事の場合は、主任技術者・現場代理人を 2 か所まで兼任できますが、B はこれ以外の主任技術者・現場代理人を兼任できません。

	工事 1	工事 2
主任技術者	B	B
現場代理人	B	B (※)

※ 現場代理人が兼任不可の工事の場合は、Cとなります。

イ 主任技術者のみ兼任（営業所の専任技術者 A）

現場代理人を兼任しない主任技術者は、3 か所まで兼任できます。

	工事 1	工事 2	工事 3
主任技術者	B	B	B
現場代理人	C (※)	D (※)	E (※)

※ 現場代理人が兼任可能な工事の場合は、2 か所まで兼任可。

ウ 営業所の専任技術者が主任技術者・現場代理人を兼務（営業所の専任技術者 A）

A は 1 か所の現場代理人と 2 か所の主任技術者まで兼任できますが、A はこれ以外の主任技術者・現場代理人を兼務できません。

	工事 1	工事 2
主任技術者	A	A
現場代理人	A	B

エ 営業所の専任技術者が主任技術者のみを兼務（営業所の専任技術者 A）

A は現場代理人を兼務しない場合は、3 か所までの主任技術者を兼任することができます。

	工事 1	工事 2	工事 3
主任技術者	A	A	A
現場代理人	B (※)	C (※)	D (※)

※ 現場代理人が兼任可能な工事の場合は、2 か所まで兼任可。

3 手続・提出書類について

専任の主任技術者の兼任の場合には、先に契約を行った工事部署と後から契約となる両方の担当部署に「主任技術者兼任届」を提出してください。

現場代理人の常駐義務緩和について

1 建設工事請負契約約款について

鹿沼市工事請負契約約款

第12条

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

2 現場代理人の常駐義務の緩和及び兼任の条件

(1) 常駐義務の免除

- ア 現場作業着手前の期間
- イ 工事の施工を前端的に中止している期間
- ウ 工場製作のみが行われている期間
- エ 現場が完了（必要書類はすべて提出済）した後、完成検査までの間
- オ (2)により2件の工事を兼任する場合
- カ ア～オ以外の場合であって、工事現場の運営、取締り及び権限の行使ができる者（連絡員）を常駐させる場合

(2) 現場代理人の兼任を認める条件

- ア 兼任する工事が、いずれも鹿沼市が発注した工事であること
- イ 1件あたりの請負金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事
- ウ 兼任する工事件数が2件までであること
- エ 単抜設計図書の共通仕様書に現場代理人の兼任不可と記載がないもの

(3) 現場代理人の兼任を不可とする場合

- ア 営業所の専任技術者が現場代理人を兼ねる場合
- イ 鹿沼市工事請負契約約款第12条の規定により現場代理人の専任の必要がある場合

3 手続・提出書類について

現場代理人が複数の現場を兼任する場合には、先に契約を行った工事部署と後から契約となった両方の担当部署に現場代理人兼任届を提出してください。

(改正履歴)

- 1 平成 24 年 4 月 1 日 現場代理人の常駐義務緩和（試行）
国土建第 161 号「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成 23 年 11 月 14 日付 国土交通省通知）を受けて、本市においても緩和を試行
- 2 平成 25 年 4 月 1 日 専任の主任技術者の兼任について規定
国土建第 348 号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成 25 年 2 月 5 日付 国土交通省通知）を受けて、本市における取扱いを規定
- 3 平成 26 年 4 月 1 日 条件緩和
国土建設第 272 号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」
（平成 26 年 2 月 3 日付 国土交通省通知）を受けて、条件を緩和
- 4 平成 28 年 6 月 1 日 条件緩和
平成 28 年 4 月 1 日「建設業法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定を受け、主任技術者の兼任に係る条件を緩和
- 5 令和 5 年 1 月 1 日 条件緩和
令和 4 年 11 月 18 日に「建設業法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和 5 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、主任技術者の兼任に係る条件を緩和
- 6 令和 7 年 2 月 1 日 条件緩和
令和 6 年 6 月 14 日に「建設業法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和 7 年 2 月 1 日から施行されることに伴い、主任技術者の兼任に係る条件を緩和